

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

消 防 局

目 次

1 予算第1号議案 令和4年度神戸市一般会計予算（関係分）	P. 1
第1 消防局予算の概要	P. 2
第2 歳入歳出予算一覧表	P. 5
第3 歳入予算の説明	P. 6
第4 歳出予算の説明	P. 7
第5 債務負担行為	P. 9
2 関連議案	
第9号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（関係分）	P. 12
第30号議案 神戸市消防団条例の一部を改正する条例の件	P. 15

1 予算第1号議案

令和4年度神戸市一般会計予算（関係分）

第1 消防局予算の概要

1 予算の概要

消防局は、神戸消防グランドデザイン 2025 に示す5つの将来像

将来像1 みんなで安全・安心に取り組むまち

将来像2 防災への心を育むまち

将来像3 命を大切に考え取り組むまち

将来像4 消防サービスが行き届くまち

将来像5 あらゆる災害に備えるまち

の実現を目指して施策を展開している。

昨今、頻発する大規模な自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会経済情勢は大きく変化している。このような状況の中にあっても市民の利便性等を向上させ、安全・安心への取組を推進していかなければならない。

そこで、令和4年度消防局予算案は、緊急性が高く、特に優先すべき事業を中心に予算編成を行った。

2 主な施策

(1) みんなで安全・安心に取り組むまち

① 防災福祉コミュニティ支援事業の推進 43,146 千円

- ・災害時の初動対応マニュアルである「地域おたすけガイド」の作成支援
- ・防災資機材更新に対する助成

② 消防団の充実・強化 1,011,441 千円

(拡) 消防団員の処遇改善（出動に係る報酬の引上げ）

- ・消防団積載車（8台）と小型動力ポンプ（15台）の更新
- ・消防団詰所・器具庫の整備（設計4カ所・建築3カ所）
- ・消防団員の新型コロナウイルス感染症対策

③ 市民消火用資機材の整備 10,179 千円

- ・地域住民による初期消火活動に使用するために、公園等の耐震性防火水槽に併設された消火用ポンプ一式を更新（10基）

(2) 防災への心を育むまち

① 火災予防広報の充実強化 3,809 千円

- ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器などの普及促進と維持管理の啓発を推進

② 防災教育の推進 3,365 千円

- ・市民防災総合センターの施設を活用した体験型訓練や土砂災害 VR 体験研修など総合的な防災研修メニューを活用しながら市民防災教育を推進

(3) 命を大切に考え取り組むまち

① 新型コロナウイルス感染症対策 58,097 千円

- ・救急資器材の安定供給体制の確保

② 市民への応急手当の推進 9,563 千円

- ・地域や職場のリーダーとして、救急インストラクターを養成
- ・応急手当普及にかかる講習を実施

③ 救急車の適正利用の促進 2,540 千円

- ・健康局が進める「救急安心センター事業（#7119）」等と連携しながら、救急車の適正利用の推進

④ 高度救命体制の推進 29,026 千円

- ・救急救命士10名の新規養成及び処置拡大の実習等を実施

(4) 消防サービスが行き届くまち

① 消防署所待機室個室化等改修工事 338,000 千円

(新)・感染症対策強化のための待機室の個室化工事等

② 消防署所庁舎の長寿命化

・防水外壁等、空調機器 EV 更新

③ 防災活動車両等の整備 751,645 千円

・小型タンク車 3 台

・特殊災害対応タンク車 1 台

・15m級はしご車 1 台

・空気充填照明車 1 台

・指揮車 1 台

・高規格救急車 6 台

(5) あらゆる災害に備えるまち

① 神戸市・兵庫県消防防災ヘリ共同運航 319,515 千円

・兵庫県と共同運航により消防防災ヘリ 3 機の運航を継続

② 消防救急デジタル無線基地局等の機器更新 250,000 千円

・本部や消防署と消防車・救急車等デジタル無線機器の計画的な更新

(7カ年計画 (R3年度～R9年度) の令和4年度分のみ)

③ 消防指令・情報システムの再構築 28,000 千円

(新)・消防指令・情報システムの再構築 (R4年度～設計、R9年度次期システム稼働)

(3カ年計画 (R4年度～R6年度) の令和4年度分のみ)

第2 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳 入		予 算 額	備 考
款	項		
1 6	分担金及負担金	3,800	
	1 負 担 金	3,800	
1 7	使用料及手数料	47,793	
	1 使 用 料	12,184	
	2 手 数 料	35,609	
1 8	国庫支出金	83,140	
	2 補 助 金	83,140	
1 9	県支出金	263,280	
	1 負 担 金	262,980	
	2 補 助 金	300	
2 0	財産収入	22,564	
	1 財産運用収入	20,384	
	2 財産売却収入	2,170	
	3 基金収入	10	
2 1	寄附金	85,000	
	1 寄 附 金	85,000	
2 2	繰入金	20,000	
	2 基金繰入金	20,000	
2 4	諸収入	97,602	
	7 雑 入	97,602	
2 5	市債	1,614,000	
	1 市 債	1,614,000	
歳 入 合 計		2,237,179	

(単位：千円)

歳 出		予 算 額	備 考
款	項		
1 2	消 防 費	19,270,042	
	1 消 防 費	19,270,042	
歳 出 合 計		19,270,042	

第3 歳入予算の説明

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	3,800	0	3,800	
1 負担金	3,800	0	3,800	
6 消防費負担金	3,800	0	3,800	
1 消防費負担金	3,800	0	3,800	緊急消防援助隊等負担金等
17 使用料及手数料	47,793	47,141	652	
1 使用料	12,184	11,532	652	
9 消防使用料	12,184	11,532	652	
1 消防施設	12,184	11,532	652	神戸市防災コミュニティセンター使用料等
2 手数料	35,609	35,609	0	
9 消防手数料	35,609	35,609	0	
1 危険物取扱許可等	35,609	35,609	0	危険物製造所設置許可等手数料
18 国庫支出金	83,140	79,866	3,274	
2 補助金	83,140	79,866	3,274	
10 消防費補助	83,140	79,866	3,274	
1 特殊地下壕対策補助	82,500	79,866	2,634	特殊地下壕対策事業
2 消防団安全対策設備整備補助金	640	0	640	消防団安全対策設備整備事業
19 県支出金	263,280	458,600	△ 195,320	
1 負担金	262,980	458,300	△ 195,320	
3 消防費負担金	262,980	458,300	△ 195,320	
1 ヘリ共同運航負担金	262,980	458,300	△ 195,320	神戸市・兵庫県消防防災ヘリ共同運航負担金
2 補助金	300	300	0	
10 消防費補助	300	300	0	
1 消防団活性化事業費補助	300	300	0	消防団活性化事業費補助金
20 財産収入	22,564	23,670	△ 1,106	
1 財産運用収入	20,384	20,240	144	
2 貸家料	20,384	20,240	144	
1 公舎	20,384	20,240	144	中央待機宿舎使用料

(単位：千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 財産売払収入	2,170	3,420	△ 1,250	
3 物品売却代	2,170	3,420	△ 1,250	
6 消防局	2,170	3,420	△ 1,250	車両等売却代
3 基金収入	10	10	0	
1 基金収入	10	10	0	
15 防災安全推進基金	10	10	0	預金利子
21 寄附金	85,000	85,000	0	
1 寄附金	85,000	85,000	0	
2 其他寄附	85,000	85,000	0	
11 消防局	85,000	85,000	0	篤志者等寄附
22 繰入金	20,000	0	20,000	
2 基金繰入金	20,000	0	20,000	
1 基金繰入金	20,000	0	20,000	
80 防災安全推進基金繰入金	20,000	0	20,000	防災安全推進基金
24 諸収入	97,602	107,682	△ 10,080	
7 雑入	97,602	107,682	△ 10,080	
5 償還金	1,342	1,484	△ 142	
26 消防局	1,342	1,484	△ 142	施設使用電気使用料償還金等
9 雑入	96,260	106,198	△ 9,938	
15 消防局	96,260	106,198	△ 9,938	消防団員等公務災害補償等共済基金受入等
25 市債	1,614,000	2,000,000	△ 386,000	
1 市債	1,614,000	2,000,000	△ 386,000	
7 消防債	1,614,000	2,000,000	△ 386,000	
1 消防施設整備事業公債	1,614,000	2,000,000	△ 386,000	庁舎・車両等整備
合 計	2,237,179	2,801,959	△ 564,780	

第4 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国県 支出金	市 債	そ の 他 特定財源	一般財源
12 消 防 費	19,270,042	20,421,385	△ 1,151,343	346,420	1,614,000	276,759	17,032,863
1 消 防 費	19,270,042	20,421,385	△ 1,151,343	346,420	1,614,000	276,759	17,032,863
1 職員費	15,362,355	15,530,355	△ 168,000	-	-	-	15,362,355
2 消防費	1,560,082	1,582,785	△ 22,703	-	-	189,873	1,370,209
3 消防団費	487,129	395,767	91,362	940	263,000	79,741	143,448
4 消防施設等 整備費	1,860,476	2,912,478	△ 1,052,002	345,480	1,351,000	7,145	156,851

1 職 員 費

15,362,355 千円

本目は、消防職団員等の給料等に要する経費である。

(1) 給 料	6,063,563 千円
(2) 職員手当等	6,472,071 千円
(3) 共 済 費	2,256,295 千円
(4) 旅 費	19,707 千円
(5) 報 酬	550,719 千円

2 消 防 費

1,560,082 千円

本目は、火災予防、消火、救急、救助、水防等の消防活動並びに消防本部、市民防災総合センター、消防署所の運営管理に要する経費である。

(1) 事務管理費	271,476 千円
(2) 人事厚生費	89,896 千円
(3) 施設管理費	189,847 千円
(4) 消防自動車等管理費	203,761 千円

(5) 情報通信施設管理費	92,968 千円
(6) 管制システム運営費	206,032 千円
(7) 予防査察費	67,050 千円
(8) 警 防 費	273,971 千円
(9) 救急業務費	118,044 千円
(10) 救助業務費	13,873 千円
(11) 市民防災総合センター運営費	33,164 千円

3 消 防 団 費 487,129 千円

本目は、消防団の運営管理に要する経費等である。

(1) 活動運営費	9,671 千円
(2) 研修訓練費	1,999 千円
(3) 施設・機械維持管理費	30,766 千円
(4) 退職報償金・災害補償費	162,231 千円
(5) 装備・被服等整備費及び事務費	17,462 千円
(6) 施設等整備費	265,000 千円

4 消防施設等整備費 1,860,476 千円

本目は、消防庁舎、消防車両、消防資機材の整備等に要する経費である。

(1) 消防庁舎整備	338,000 千円
(2) 消防車両等整備	751,645 千円
(3) 航空機動隊関連経費	319,515 千円
(4) 消防救急デジタル無線機器更新等・その他	451,316 千円

第5 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
消防署所待機室個室化等改修工事	令和4年度～令和5年度	196,000
航空機動隊庁舎不等沈下対策工事	令和4年度～令和5年度	226,000
消防指令・情報システムの再構築	令和4年度～令和6年度	30,000

2 関 連 議 案

第 9 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件（関係分）

第 30 号議案

神戸市消防団条例の一部を改正する条例の件

第 9 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 8（第 4 条の 4 関係）		別表第 8（第 4 条の 4 関係）	
事務の区分	手数料	事務の区分	手数料
[略]	[略]	[略]	[略]
7 液石法	[略]	7 液石法	[略]
第 35 条の 6 第 1 項 の規定に 基づく保 安確保機 器の設置 及び管理 の方法の	当該申請を行う者が販 売契約を締結している 一般消費者等の数が 1 万戸以上の場合 <u>9 万</u> <u>8,000 円</u>	第 35 条の 6 第 1 項 の規定に 基づく保 安確保機 器の設置 及び管理 の方法の	当該申請を行う者が販 売契約を締結している 一般消費者等の数が 1 万戸以上の場合 <u>11 万</u> <u>円</u>

認定の申請に対する審査	
[略]	[略]
9 液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	1万5,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
[略]	

認定の申請に対する審査	
[略]	[略]
9 液石法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	1万7,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
[略]	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第8 7の項及び9の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例別表第8 7の項及び9の項の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

第30号議案

神戸市消防団条例の一部を改正する条例の件
神戸市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防団条例の一部を改正する条例

神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(報酬) 第7条 消防団員に、報酬として、年報酬、 <u>出勤報酬及び技術報酬</u> を支給する。 2～4 [略] <u>5 出勤報酬の額は、消防団員が従事した次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 災害の防御の職務であつて次のいずれかに該当するもの 出勤1回につき8,000円（出勤1回の職</u>	(報酬) 第7条 消防団員に、報酬として、年報酬及び技術報酬を支給する。 2～4 [略]

務に従事する時間が7時間45分を
超える場合にあっては、7時間45
分を超えるごとに8,000円を加算
した額)

ア 水火災、地震、武力攻撃災害
(武力攻撃事態等における国民
の保護のための措置に関する法
律(平成16年法律第112号)第
2条第4項に規定する武力攻撃
災害をいう。)その他の災害の
現場における消火、人命の救
助、救急、避難誘導、警戒区域
の設定、群衆の整理、飛火の警
戒、搬出物品の保護その他これ
らに類する業務

イ 消防長又は消防署長により特
に命ぜられて行う区域外の災害
の現場における災害の防御その
他これらに類する業務

ウ 区域内に災害が発生した場合
又はまさに発生しようとしてい
る場合において、災害の防御の
上で必要があるものとして消防
団長に招集されて従事する巡回
の業務又は待機に係る業務

エ アからウまでに掲げるものの
ほか、出動報酬を支給する必要
があるものとして市長が特に認

める業務

(2) 前号の職務以外の職務であつて

次のいずれかに該当するもの 出

動 1 回につき 8,000 円

ア 平時における訓練、地域住民

に対する防災指導並びに防災に

係る知識の普及及び啓発を行う

業務

イ アに掲げるもののほか、出動

報酬を支給する必要があるもの

として市長が特に認める業務

6 出動報酬は、4 月 1 日から 9 月 30

日までの間に着手した職務について

は 10 月 31 日に、10 月 1 日から翌年 3

月 31 日までに着手した職務について

は 翌年 4 月 30 日に支給する。ただ

し、報酬の支給日が日曜日等に当た

るときは、これらの日の前日に支給

するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、出動報

酬の支給日以前において退職、失職

等により職を離れた者には、その

際、出動報酬を支給する。

8、9 [略]

(費用弁償)

第 8 条 公務のため旅行する消防団員

に、費用弁償として、旅費を支給す

る。

5、6 [略]

(費用弁償)

第 8 条 消防団員に、費用弁償とし

て、出動手当及び旅費を支給する。

<p><u>2 前項の旅費については、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表4級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</u></p>	<p><u>2 出動手当は、消防団員が災害の防</u> <u>御、警戒、訓練等の職務に従事した</u> <u>場合において、市長が必要があると</u> <u>認めたときに、次の各号に掲げる職</u> <u>務の区分に応じ、当該各号に定める</u> <u>額を規則で定めるところにより支給</u> <u>する。</u></p> <p><u>(1) 災害の防御の職務 1回につき</u> <u>7,000円</u></p> <p><u>(2) 前号の職務以外の職務 1回に</u> <u>つき7,000円</u></p> <p><u>3 前項の場合を除き公務のため旅行</u> <u>する消防団員の旅費については、旅</u> <u>費条例（昭和27年7月条例第45号）</u> <u>別表4級の項に規定する神戸市の職</u> <u>員の例による。</u></p>
--	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市消防団条例第7条第5項から第7項までの規定は、施行日以後に着手する職務に係る出動報酬について適用し、同日前に着手した職務に係る出動報酬については、なお従前の例による。

理 由

消防団員の出動手当を出動報酬に改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。